

美里町立南郷中学校校則

【意義】（生徒指導提要より一部抜粋）

校則とは、生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校長が定めるものとされている。学校教育目標に照らして、社会規範の遵守^{じゆんしゆ}について適切な指導を行うことが校則の教育的意義である。

【目的】

本校則は、中学校卒業後、上級学校や社会生活に臨む者としての好ましい生活習慣を育むことを目指し、本校生徒には中学生期における社会通念上合理的な範囲の一般性を求める。本校則をもとに安心安全な教育活動への理解を求め、場合によって指導及び支援並びに助言及び相談活動を行うものとし、もって生徒個人の成長を促すとともに、全生徒のよりよい学校生活に資することを目的とする。

【指導に当たって】

職員が校則に基づく指導を行うに当たって、校則を守らせることばかりにこだわることなく、何のために設けたきまりであるのか、制定した背景や理由等についても示し、生徒が自分事としてその意味や意義を理解して自主的に校則を守ることができるような指導に努める（生徒指導提要より一部抜粋）。

その上で、校則に違反した場合には、行為を正すための指導にとどまることなく、違反に至る背景など生徒の個別の事情や状況を把握しながら、内省を促すような指導となるよう留意する（生徒指導提要より一部抜粋）。

日本国憲法、各種法令、子ども児童の権利条約、こども基本法等が基本的人権を保障し、自由や平等を主張している中、教職員及び生徒、保護者間において見解や解釈が食い違う場合であっても、相互理解^{そうごりかい}を深め、生徒の成長に有用な合意形成^{ごういけいせい}を図ることができるよう努めるものとし、もとより、暴力及び暴言による指導は行わない。

【保護者へのお願い】

保護者は、子の教育について第一義的な責任を有するものであり、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるもの（教育基本法第10条）とされている。

本校においては、家庭教育の自主性を尊重し、家庭教育を支援する立場に立った上で、保護者に対し学校教育目標達成のため、本校則への理解と協力を求め、家庭における生徒の指導・監督を依頼するものである。

第1章【学校生活全般】

基本的な生活習慣を身に付けよう。「規則を守る」という規範意識^{きはんいしき}を個人個人が高めよう。

- 1 学校生活において適時適切な挨拶を心掛けること。
- 2 登校から下校に至るまで、決められた時程を守ること。
- 3 真摯^{しんし}な態度で授業に臨み、授業中に居眠りや内職をしないこと。また、授業の抜け出し、妨害等は他の生徒の学習の機会を奪い不安を与える。厳に慎む^{げん つつし}こと。

- 4 自分を大切にすること。
- 5 他者を大切にすること。個人の特性や個性、多様性^{たようせい}を認め合うこと。
- 6 暴力・暴言は行わない。
- 7 校舎や学校の物を大切に、学校をきれいに保つよう努めること。
- 8 いじめは人権を侵害^{しんがい}し、その態様^{たいよう}により犯罪を構成する。いじめを行ってはならず、防止に努める。一方で、いじめは起こりうるものであることを念頭に、いじめを認知した際は、全職員・生徒・保護者が協力して解決に向かうものとする。

第2章【服装等】

一日の始まりに定められた服装と着こなしで臨もう。

- 1 本校指定の制服を着用し、構内では名札を左胸に付ける。ネクタイ、リボンは指定のものを着用する。推奨品のベストの着脱は個人の判断とする。
- 2 ブレザーの下には、市販のシャツ又はブラウスを着用する。白色無地柄、襟はスタンダードカラー、第一ボタンをとめられるよう適正なサイズのものを選択する。
- 3 推奨品以外のベスト、セーター、カーディガン等を着用する場合は、白色、黒色、灰色、紺色系でVネックのものとする。
- 4 スカート丈は、ひざ頭に掛かる程度の範囲内とし、それより長くも短くもならないようにする。
- 5 ストッキング、タイツ、レギンス等の着用を認め、黒色、ベージュ色系のものとする。スカートの下に長ズボンをはかないこと。
- 6 靴下は白色、黒色、紺色を基調とし、ワンポイント等を認める。長さは指定しない。
- 7 夏季はブレザーを脱ぎ、ネクタイ、リボンを着用しなくてもよい。その際、第一ボタンを外してよい。衣替えの時期や移行期間については、その都度通知する。
- 8 ベルトは、黒色又は茶色系で無地のものとする。
- 9 運動着は指定のものを着用する。着替えが必要な授業の前又は昼休みに着替えを行う。運動着着用時のTシャツは指定のもののほか、白色、黒色、紺色を基調とした半袖又は長袖も認める（長袖に半袖の重ね着も可）。
- 10 指定の上靴を使用する。
- 11 指定靴を使用する。指定靴に入り切らない場合、その他の靴を使用してよい。
- 12 外靴は、通学や保健体育の授業等を安全に行うことができる運動靴が望ましい。荒天時は、長靴や防寒靴等を選択してもよい。
- 13 防寒着は、非常時の着脱のしやすさを考慮し、前開きのものとする。防寒の目的であることを念頭に、ブレザーを脱いで防寒着を着用しないこと。また、教室内では着用しないよう努めること。
- 14 化粧や簡易的に二重まぶたにすることは認めない（中学生が化粧をして上級学校の入試や入社試験を受けることは一般的ではない上、教育目標の達成に不要と考える）。
- 15 ピアス、イヤリング、ネックレス、指輪のほか、あらゆる装飾品等^{そうしよくひん}も前項と同様に認めない。
- 16 学校が指定した日及び荒天時は指定運動着での登校を認める。
- 17 転入生の制服等の指定用品の使用については、個別対応とし、生徒・保護者に相談し決定する。

第3章【頭髪】

頭髪は中学生期において誠実さや清潔感が見て取れるものが好ましいと考えるが、特定の髪型を推奨又は非推奨することはしない。ただし、以下について逸脱するような場合は、社会情勢に照らし、

上級学校等の入試や入社試験に臨むことができると推測できる範囲を基準に生徒・保護者に対して指導、助言及び相談をする場合がある。

- 1 染色、脱色、ウェーブを掛けるパーマ、剃り込みやラインを入れること。
- 2 通常では形作ることのできない範囲の髪型の変化を伴う整髪料の使用。
- 3 前髪が目にかかる長さの状態。
- 4 髪の毛を結ばないまま肩よりも長い状態。

第4章【通学・登下校について】

学校は通学における安全指導及び保護者や関係機関との連携を行う（学校保健安全法）。本人及び保護者の判断において最良の通学方法をとるよう理解と協力を求める。

- 1 登校は、午前7時45分から午前8時15分までの間に行う。午前8時15分まで教室に入ることができない場合は、遅刻扱いとする。
- 2 決められた下校時刻を守る。保護者等による送迎やバスの時刻の都合等で下校時刻を過ぎてまで在校せざるを得ない理由がある場合は、登校後担任へ申し出ること。
- 3 可能な限り通学路を使用すること。
- 4 通学方法は、徒歩、自転車、保護者等による自動車での送迎、バス等の公共交通機関の利用のほか、いずれの方法も認める。
 - (1) 徒歩通学について
交通ルールを守り、交通事故防止に努めること（道路交通法ほか）。
 - (2) 自転車通学について
自転車通学を希望し、構内に自転車を乗り入れる場合は、学校長に届け出ること。また、以下の項目を遵守すること。
 - ① 交通法規を守り、事故防止に努めること。ヘルメット着用は義務である（道路交通法等）。
 - ② 防犯登録をしていること（自転車安全利用促進法）。
 - ③ 損害賠償保険等に加入していること（県条例）。
 - ④ 生徒自身及び保護者の責任において、安全に整備された自転車を使用すること。
 - ⑤ 本校のステッカーを自転車の見えやすい場所に貼付すること。
 - ⑥ 指定場所に整然と駐輪し、施錠をすること（学校は、盗難及び転倒等による破損等について一切責任を負わない）。
 - (3) 自動車での送迎について
通学の際、生徒の乗降のために自動車を構内に乗り入れることを認める（構内は徐行し事故防止に注意すること）。それ以外の長時間の駐車、用のない車両の構内への乗り入れは認めない。また、行事等で多数の自動車の乗り入れが予想される場合は、構内への自動車の乗り入れを制限する場合がある（その際は、予め学校から近隣の関係機関に協力を依頼する）。
- 5 欠席、遅刻、早退等の理由がある場合は、保護者を通じて所定の方法で学校に連絡をすること。
- 6 通常の登校時間外に遅刻にて登校した際は、職員室に立ち寄り、登校した旨を報告すること。
- 7 通学途中に保護者の付き添いなしに店舗等に立ち寄って飲食や買い物をしないこと。休日の部活動の際も同様とする。

第5章【校内への持ち込みの可・不可】

学校での学習活動に不要な物は持ち込まない。不要物の持ち込みに対しては一時的に学校側で預か

り下校時に返却する。場合によって保護者に連絡をして説明の上、返却する。

- 1 文具以外の刃物・・・不可（学習活動に必要な範囲のものは可。）
- 2 水分補給用の飲料・・・可（水筒又はペットボトル入りの飲料とし、中身は、水、お茶、スポーツドリンクのいずれか。）
- 3 認められた飲料以外の飲食物・・・不可
- 4 医薬品・・・可
- 5 日焼け止め・・・可
- 6 制汗剤・・・可（無香料のもの。使用場所はトイレ、更衣室、廊下とし、教室や特別教室では使用しない。）
- 7 化粧品・・・不可（ハンドクリーム、リップクリーム等は臭いや発色の弱い物のみ可。）
- 8 現金・・・可（電話代、交通費等の必要最低限の額。）
- 9 テレホンカード・・・可
- 10 スマートフォン、（学校貸与のもの以外の）タブレット、パソコン等・・・不可

上記は高額な上、本校に施錠できる個人ロッカー等の設備がなく、管理に万全を期すことが困難であるため持ち込みを認めない。ただし、学校行事や家庭の事情などを考慮し、持ち込みを認める場合がある。持ち込みが必要な事由が発生した際は、生徒・保護者と相談の上、個別対応とする。

第6章【その他】

- 1 各授業の3分前までに授業を受けられる準備をして待つこと。
- 2 学校から貸与のタブレット端末について、故意はもとより、過失による破損、汚損、紛失等することのないよう、使用及び管理について十分に注意を払うこと。万が一の際は、その態様によって弁償又は、修繕費の保証を求める場合がある。
- 3 授業中のタブレット使用は授業担当者の指示に従い、学習目的以外の不適切な使用にならないようにすること。
- 4 タブレット等で許可なく他人の容姿を撮影しない。また、許可を得て撮影した写真等であってもインターネット上に投稿しない。
- 5 他学級に出入りする際は、担任や他の職員に断り、了承を得ること。
- 6 職員が認めた場合以外は、ベランダ、テラス等への出入りを禁止する。

第7章【校則の見直し】（生徒指導提要より一部抜粋）

本校則について、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえ、学校がその意義を適切に説明できないものや学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要がないか、また、本当に必要なものか、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、マイナスの影響を受けている生徒がいないか、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、検証を図るなど絶えず見直しを行う。見直しについては、生徒や保護者のほか学校関係者から意見を聴取したり、生徒会や保護者会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを行っていくこととする。

【解釈に関するQ&A】

- 例** 1 Q：〇〇を学校に持ってきてもいいですか？
A：〇〇は学習活動に不要と考えます。【R6. 4. 15】